

UCDA フォント 10,000 セットを 株式会社電通が採用

一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会（UCDA／理事長：福田 泰弘）の UCDA フォントが、株式会社 電通（電通/社長：石井 直）に採用されました。電通は、平成24年1月に、社内10,000台のPCにUCDAフォントを導入します。

UCDAフォントは、（１）老眼、白内障の方にも数字が見分けやすい（２）長文の文字列でも読みやすい（３）劣化した印刷状態でも読み間違いが少ないことから、生命・財産に関わる情報の表示に適しています。開発には人間中心設計プロセスを採用し、書体メーカー、人間工学者、ユーザビリティエンジニア、読み手の高齢者らが参加しました。評価と改善を繰り返し科学的な検証をもとに作成し、ユーザーであるグラフィックデザイナーの要望もとり入れて完成した書体です。

電通は、見やすい書体と言われている各社のUDフォントを徹底的に研究した結果、科学的な検証結果を持つUCDAフォントの採用を決定しました。

また、UCDAと電通は、マーケティング・コミュニケーション領域におけるニーズに応えるための、「読みやすい」フォントの共同開発を始めています。

【 UCDAフォントの特徴 】

用途	生命・財産に関わる重要情報の伝達用、またはそれに準ずるコミュニケーションへの活用
可読性	小さな文字で長文の横組みにしても、数字が見分けやすく、文章が読みやすい
評価	1. 物理的評価：IPOテスト（文字を画像処理し、かすれにくさとつぶれにくさを数値で判定するソフトウェアによる試験）を実施 2. 客観的な評価（表-1）：被験者に文字列の中から誤植を発見してもらう実験を実施 3. 主観的な評価（表-2）：被験者に読みやすさを主観的に判断してもらうテストを実施
開発 従事者	1. 文字の作り手：書体メーカー・書体デザイナー 2. 文字の使い手：グラフィックデザイナー・印刷会社 3. 文字の読み手：生活者（高齢者、視覚障がい者、色弱者含む）…＜国内初＞

本件に関するお問い合わせ先： UCDA 事務局 佐伯・那須野
TEL：03-3543-8355
FAX：03-3549-6152
E-mail:info@ucda.jp
URL: <http://www.ucda.jp>

【 UCDAフォントのサンプル 】

離れて見ても、FAXなどでかすれても、見やすいものとなっています

< 行政上の手続き書類の例 「老齢基礎年金支給繰下げ請求書」より抜粋 >

この届書に添えなければならない書類

1. 受給権者の年金証書等
2. 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本（⑨欄に住民票コードを記載することで省略できます。）
3. 特別支給の老齢厚生年金の受給権発生後に共済組合等の組合員または加入者であった方は、年金加入期間確認通知書（共済用）
4. 加給年金額の対象者がある方は、その対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍抄本（住民票でこれにかえることはできません。）
5. 加給年金額の対象者である配偶者または子が受給権者によって生計を維持していることを証する書類
6. 加給年金額の対象者のうち国民年金法および厚生年金保険法の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子があるとき（厚生労働大臣から診断書が不要である旨の通知を受けている方を除きます。）は、医師または歯科医師の診断書（この診断書の用紙は年金事務所にあります。）
7. 老齢基礎年金に額の加算（いわゆる振替加算）が行われる受給権者にあつては、次の書類
 - (1) 配偶者と受給権者の身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍抄本（住民票でこれにかえることはできません。）
 - (2) 配偶者によって受給権者が生計を維持されていたことを証明する書類
 - (3) 配偶者の年金について、納付内容を証明する書類

< UCDAフォントで置き換えたもの >

※同じ文字級数を使用

この届書に添えなければならない書類

1. 受給権者の年金証書等
2. 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本（⑨欄に住民票コードを記載することで省略できます。）
3. 特別支給の老齢厚生年金の受給権発生後に共済組合等の組合員または加入者であった方は、年金加入期間確認通知書（共済用）
4. 加給年金額の対象者がある方は、その対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍抄本（住民票でこれにかえることはできません。）
5. 加給年金額の対象者である配偶者または子が受給権者によって生計を維持していることを証する書類
6. 加給年金額の対象者のうち国民年金法および厚生年金保険法の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子があるとき（厚生労働大臣から診断書が不要である旨の通知を受けている方を除きます。）は、医師または歯科医師の診断書（この診断書の用紙は年金事務所にあります。）
7. 老齢基礎年金に額の加算（いわゆる振替加算）が行われる受給権者にあつては、次の書類
 - (1) 配偶者と受給権者の身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍抄本（住民票でこれにかえることはできません。）
 - (2) 配偶者によって受給権者が生計を維持されていたことを証明する書類
 - (3) 配偶者の年金について、納付内容を証明する書類

●一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会®

一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会は、2007年任意団体として設立（2009年11月に一般社団法人化）。視覚情報伝達の領域に、人間中心設計の考え方を導入。生活者の生命・財産に関わる「金融コミュニケーション」の分野を中心に、帳票やコミュニケーションメディアの研究と評価・改善を行っています。産業・学術・生活者の第三者による研究および評価・改善活動で情報の伝達効率を向上させ、発信者である企業・団体と、受信者である生活者、双方の利益に資することをめざしています。2012年5月には「UCDA アワード 2012」として、生命保険、損害保険、証券、医薬品を対象に、優れたデザインを表彰する予定です。

本件に関するお問い合わせ先： UCDA 事務局 佐伯・那須野

TEL：03-3543-8355

FAX：03-3549-6152

E-mail:info@ucda.jp

URL:http://www.ucda.jp



※本リリースの本文はUCDAフォントを用いています。